

○議事日程

令和4年9月16日（金） 第4日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君
副町	長	傍島	敬隆	君
教育	長	野原	弘康	君
会計管理	者	井上	哲也	君
総務部	長	小関	久志	君
総合政策部	長	三輪	学	君
福祉部	長	中村	宏泰	君
土木部	長	安田	悟	君
住民部	長	堀場	康伸	君
総務課	長	記野	雅之	君

財 政 課 長 服 部 貴 司 君
総 合 政 策 課 長 摺 田 真 広 君



○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 岩 田 恵 司
書 記 朝 倉 修 一



開議

午前10時 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において8番渡邊憲司議員、9番 木下美津子議員の両名を指名します。



第2 一般質問

○議長（松原浩二君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 皆さんおはようございます。議長に許可いただいた3項目について順次お尋ねさせていただきます。

初めに、やすらぎ苑新駐車場用地買収についてお尋ねいたします。

当該地については令和2年9月議会において可決され、令和2年12月16日分筆登記を目的とした測量業務費47万9,482円を、また令和3年1月26日当該不動産鑑定費17万7,100円の支払いがなされています。今議会補正予算において当該用地取得費2,192万4,000円のみが突然計上されてきました。正直、当該駐車場用地については、議会には当時からその詳細説明もなく、以後の進捗状況や買収概要説明も全くなく、遺憾ながら忘れ去っていた感が私にはありました。

当該物件においては前町長の辞任直前の駆け込み議案であったことは確かですが、このような町有地取得財産案件に関しては、今回においては特に十分な時間があつたのですから、事前に十分な補足説明があつてしかりと思料いたしております。

そこで、いまだに造成計画と予定造成費、完成予想図、駐車可能台数、利用促進、あるいは改善策等の説明がありません。そこで、どのような既締結不動産売買契約書の内容か存じませんが、今回代金支払いに関し日時経過時点補正がなされたのか、その点も含めて合意価格であるのかなども含めまして、私の不明事項を以下お尋ねいたします。

1、買収用地の駐車場完成計画図に基づく説明をまずお聞かせください。

1、土地買収費、2、造成費、3、諸費用の合計費用、4、駐車台数、5、やすらぎ苑全体の新合計駐車台数。

次に2として、買収土地の鑑定価格をお聞きいたします。

当然それから2年たっているんですから、鑑定書の事前補正などがされただろうとは思いますが、その点も含めてお聞かせ願います。

以上です。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 櫻井議員の1項目め、やすらぎ苑新駐車場用地買収に関する1番目のご質問、買収用地の駐車場完成計画図に基づく説明についてお答えいたします。

やすらぎ苑の駐車場は、利用団体が重なる際やイベントの際に不足することがありました。そこで、前町長が近隣で候補地を探していたところ、やすらぎ苑南東の地権者から売買の意志が確認できたため、令和2年9月議会の議決に基づき購入を進めるに至りました。しかしながら、その後町長が交代し、コロナ対策を優先せざるを得ない状況が続いたこともあり、地権者に事情をお伝えした上で、やむを得ず用地取得に係る予算計上は一時見送ってまいりました。本年度に入り、地権者からの要請もあり、コロナ対策に一定のめどがついたことや、購入予定地に隣接する地権者との境界が確定できたことから、このたび用地取得の関連予算を上程したところでございます。そこで、ご質問の項目ごとに順次ご説明いたします。

土地買収費は2名の地権者からの用地取得費として2,192万4,000円を計上しております。造成費につきましては、今後の予算編成作業の中で精査していく予定でございますので、現時点でお示しすることができませんことをご理解願います。諸費用の合計費用は、統計委託料、契約に係る印紙代、下水道事業受益者負担金など計43万円あります。次に、駐車台数については約30台を見込んでおりますので、やすらぎ苑全体の新合計駐車台数は既存の51台と合わせ81台を予定しております。

次に、2番目のご質問、買収土地の鑑定価格についてお答えいたします。

購入予定地の2筆の地目はそれぞれ田と畑であります。今回の用地取得に先立ち令

和3年1月に不動産鑑定会社2社の指名競争入札を経て鑑定依頼したところ、田については1平方メートル当たり3万6,300円、畑については1平方メートル当たり4万円との評価額でありました。

なお、今回の補正予算計上に当たり、同じ不動産鑑定会社に当該2筆の評価を再度依頼いたしました。評価額に変更はございませんでした。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長の許可をいただきましたので、再質問を2つさせていただきます。

1つ目、今後の施設利用促進策とやすらぎ苑施設の改修を要する箇所等があれば対策をお聞かせください。

2つ目、当施設は子育て世代の利用が大変多い施設です。来場者の車両はワンボックスなど大型車が多く、また幼児等の乗降に際しスペースと時間を要しておみえです。現在の設計計画の1列15台を14台とすれば、クラウン、レクサス等の大型車両対応となります。利便性と安全性向上のため広い駐車スペースの駐車場とされたいと考えます。いかががお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 櫻井議員の再質問にお答えいたします。

やすらぎ苑は公共施設等総合管理計画で本町の基幹的重要施設として位置づけられておりますことから、施設の機能性を最大限生かし、可能な限り多くの町民にご利用いただけますようさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、既の実施しているフレイル対策や認知症予防事業、子育て世帯の交流事業や子どもの居場所づくりなど、町民のニーズが増加している分野を中心に福祉・健康増進施設としての役割を發揮できる事業を展開してまいりたいと考えております。

また、施設の改修を要する箇所と対策についてであります。現在修繕が急がれる箇所は、交流ホールや福祉棟にある円形屋根のひさし裏からのモルタル落下、交流ホールの雨漏り、福祉棟エレベーターの電動巻上機の経年劣化等が挙げられます。これらにつきましては、公共施設等総合管理計画に基づき来年度以降計画的に修繕してまいりたいと考えております。

次に、利便性と安全性向上のための広い駐車スペースの考え方についてお答えいたします。

やすらぎ苑は福祉施設であることから、施設の性質上高齢者や障害者、乳幼児連れ

の家族などの安全性や利便性に最も配慮すべき公共施設の一つであります。そのため来年度以降に予定している駐車場の造成工事におきましては、可能な限りゆとりのある駐車スペースを確保できるよう、事故防止に万全の策を講じ、利用者が安心して乗降できるよう工夫してまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 2項目め、災害時避難場所についてお尋ねいたします。

コロナ禍と異常気象の近年は、災害避難時の考え方が大きく変わってきました。集団避難から分散避難となっています。避難所ではなくても安全に過ごせる場所で自分の身を守ること、例えば近くの親類や友人の家が、時には車の中や、どこにも移動せずに自宅にいることが避難になることもあります。災害が起きる前に避難所以外の安全な避難先を考えておくことなど、ふだんの備えが重要となっております。

しかし、指定緊急避難場所が最適な避難先の方もおみえです。コロナ禍でも少しでも安心して避難先に避難することができるサービスも必要となっております。警戒レベル4で危険な場所から全員避難へ今年5月災害対策基本法が改正されました。これまでであった避難勧告はなくなり、避難指示（警戒レベル4）に一本化されました。避難指示は危険な場所からの全員避難です。避難に時間がかかる方はレベル3で早目の避難となりました。そのような中、避難所の混雑状況をチェックするシステムも普及しだしています。そこで、このような状況下を鑑み、以下お尋ねいたします。

1、コロナ禍における現時点の避難場所数と受入れ可能人数等を聞きます。その中にコロナ禍前と変更された事案があればお聞かせください。

2、取られた新たな対策事案と今後の計画事案です。これには自家用車避難対応であったり、避難所管理者対応であったり、女性、外人、その他対応はもろもろでございます。

2つ目、自治会内での一時民間垂直避難所の指定策の構築をどのようにお考えなのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（松原浩二君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 櫻井議員の2項目め、災害時避難場所についての1番目、コロナ禍における現時点の避難場所数と受入れ可能人数ほかを聞くのご質問の1番目、コロナ禍前と変更された事案についてお答えを申し上げます。

避難場所数と受入れ可能人数につきましては、岐南町地域防災計画におきまして、現在屋内の指定避難所として25施設を指定いたしております。コロナ禍における受入れ

可能人数につきましては、その施設の各部屋の面積により異なりますが、受入れ可能人数は現在指定避難場所25施設、合計で5,882人となっております。

なお、すこやかセンターを含んでいないコロナ禍以前の指定避難所24施設における受入れ可能人数7,738人と比較いたしますと、1施設増加となったものの1,856人の減少となっております。これは岐阜県が令和2年5月に策定いたしました新型コロナウイルスに関するガイドラインにおきまして、コロナ禍前と後で避難所における収容間隔を変更したことに起因するものでございます。

具体的には、通路幅がコロナ禍前は130センチメートルであったものが、コロナ禍では200センチメートルで70センチメートル増加。隣との間隔がコロナ禍前は必要なかったものが、コロナ禍では200センチとなり、200センチの間隔が必要とされるようになりました。

この受入れ可能人数5,882人につきましては、将来30年の間で7割から8割の確率で発生すると言われる南海トラフ地震において、岐阜県が平成25年2月に発表いたしました岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査による本町の被害想定避難者数2,993人を大きく上回る数値となっております。

また、避難所運営に関しても、コロナ禍前と後で変更がございます。具体的には、コロナ禍前におきましては、避難者に対して受付をすることだけで事が足りておりましたが、コロナ禍後におきましては、本受付の前に事前受付を作成し、消毒と体温測定、マスクの着用を徹底した上で、施設利用に関して、発熱など症状の有無により接触を避ける対策を図り、入場の動線を分ける対策へと変更がなされております。

さらに、大規模災害発生時におきましては、避難場所を各小中学校体育館のみとしておりましたが、発熱者、要支援者、負傷者等とケースに合わせた対応とするため、避難場所として学校の教室も活用するよう変更されております。これにより避難状況に合わせた対応が可能となっております。

その他、令和3年10月に県の新型コロナウイルスガイドラインが改訂されたことに伴い、自宅療養者の災害時避難の原則として、指定避難所へ避難しない等、自宅療養者の取扱い、及び専用避難所について避難所運営マニュアル、コロナ感染対策編を新たに規定いたしました。具体的には、発熱のある住民及びその家族、災害時における自宅待機者の感染者及び濃厚接触者等となっている方で保健所の指示を受けた方につきましては、専用避難所として岐南町老人福祉センターを開設することとなっております。

次に、取られた新たな対策事案と今後の計画事案についてお答えを申し上げます。

災害時対策事案といたしましては、令和2年度より避難所開設担当職員に対し、実

際の避難所において災害時を想定し、どのように避難所運営をすべきかを考えさせ、災害防災備品に触れさせ、どの避難所でも同じように運営できるよう訓練を重ねているところがございます。

今後の計画事案としての自家用車避難対応、避難管理者対応、女性、外国人対応ほかにつきましては、女性、外国人対応として、女性に関しましては、県の補助を活用し購入したプライバシー保護パーティションを設置し、避難所で少しでも安心して過ごしていただけるよう配慮いたしております。

外国人対応につきましては、現在公共施設に設置の避難所看板において外国語表記をしていることに加え、翻訳機能のあるソフトなども駆使して対応しているところがございますが、今年度中に避難所施設にWi-Fi環境が整備されることから情報を得ることで少しでも不安を解消できるよう対応してまいります。

避難管理者対応につきましては、避難所受付簿を作成し、消毒と体温測定、マスクの着用を徹底し、避難所の施設利用に関して施設入場の動線から発熱などの症状の有無により接触を避ける感染症対策を実施いたします。

自家用車避難対応につきましては、どのように車両を入れるのか、駐車レイアウトはどうするのか、救援物資等の運搬車両の動線をどうするかなどの駐車場に関する事項だけでも考えておかなければならない課題が多数ありますので、それを踏まえ、被災地での状況、他市町の手法を研究し検討してまいりたいと考えております。

櫻井議員の2項目め、災害時避難場所についての2番目のご質問、自治会内での一時民間垂直避難所指定策の構築案についてお答えを申し上げます。

本町では洪水ハザードマップを昨年度に改訂し、本年5月号の広報紙と併せて全戸配布いたしましたところがございます。この洪水ハザードマップにおいて、本町に災害をもたらす5河川について、100年から200年に一度発生する確率の降雨である計画規模降雨の浸水想定区域図と、1,000年に一度発生する確率の降雨である想定最大規模降雨の浸水想定区域図の2種類についてお示しいたしております。

その中で本町に最大の被害をもたらすとされる木曾川の想定最大規模降雨における浸水深は5メートルから10メートルとされ、国土交通省が公表するデータを確認いたしますと、岐南中学校では6.3メートルとなっております。6メートル以上の浸水深になると、2階建ての屋根部分も浸水する深さであり、場所、土地の形状などによっては3階部分も浸水すると示されており、最優先にしなければならない町民が命を守るために、3階以上の高さを要する建物まで避難する必要がございます。

なお、万が一木曾川が決壊した場合、避難所として指定のある公共施設のうち、その要件を満たすのは小中学校の校舎4校だけとなり、そのうち小学校は3階のみ、中

学校は3階及び4階であります。

議員ご指摘のように町民が命を守るためには、避難所として指定のある公共施設だけでは避難者数を十分に賄うことは不可能でありますので、町内のアパートやマンション、民間企業など3階以上の高層建築物を一時的な避難場所として指定していくことは大変重要であると考えます。

公共施設だけが避難できる場所との認識は捨て、近くに高層の建物があれば、身を守るため自助としての避難行動に移してもらうような意識づけをしていくことも重要であると考えております。町民には防災訓練等で事あるごとに周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

近年の温暖化による海水温度の上昇により、全国的に今まで経験したことがないような台風や豪雨が発生しており、本町におきましても、先日の豪雨、これは8月25日に馬橋水位10.81を示したものでございますが、1903年の統計開始以来、8月において時間雨量で観測史上最大の雨が降りました。このように予期せぬ、また想定をも超える豪雨が発生する状況におきましては、短時間で河川の水位が上昇し、町民にも注意喚起ができない状況で河川が氾濫することも想定されます。そのような事態に陥らないよう町としては情報の収集を徹底し、町民に対して少しでも早く周知を図る体制を整えるよう努めていく所存でございます。

いずれにいたしましても、異常気象による豪雨や台風により想定最大規模のような災害がいつ起こるとも限らないので、水害時において一時避難ができる民間施設を避難場所として指定していくことについてや、広域避難に関することも視野に入れながら、他市町の手法を調査研究し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長に許可をいただきましたので、再質問2項目についてお尋ねいたします。

今までのいろんなご説明の中で特にこういったことに関しては事実そうですね。盛んに進めていくんだということで、いろんなご意見も頂戴し、計画も聞いておりますので、今回はそういったことはそれを信用するというので質問はいたしません。

そして、再質問の2項目について申し上げます。自家用車避難対応の考察が進んでいないように今お聞きしました。自家用車避難場所、指定緊急避難場所等の最低限は照明であり、トイレであり、水道であります。まずは場所の選定等のお考えはどこでしょうか、お聞かせください。

2つ目、災害協定を締結している香川県宇多津町あるいは京都府久御山町との交流

方をお聞きいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 櫻井議員の1つ目の再質問、自家用車避難対応の考察について、場所の選定はどこを考えているかについてお答えを申し上げます。

災害時の自家用車避難につきましては、長期間座った状態が継続するとエコノミー症候群が発症しやすくなるため推奨はいたしておりません。しかしながら、コロナ禍における感染症予防やプライバシー保護の観点から自家用車による避難は避けられないと考えております。

本町で自家用車による避難先として考えられるのは、小中学校グラウンドと総合体育館の多目的広場がございます。小中学校のグラウンドにつきましては、照明、トイレ、水道が備わっており、トイレに関してはマンホールトイレが設置できるよう整備してありますので、既設トイレだけでなく、増設が可能となっております。

続きまして、2つ目の再質問、災害協定締結町の宇多津町、久御山町との交流を聞くについてお答えを申し上げます。

香川県宇多津町とは平成24年度に、京都府久御山町とは平成26年に災害協定を締結しております。協定を締結して以来、台風の通過や豪雨があった際には防災担当者間において相互に被害などの状況確認を行い、支援の必要について連絡を交わしております。

また、過去において本町が実施した防災訓練にも視察を兼ねて参加していただいたこともございます。現在のコロナ禍においては交流できておりませんでした。今後はさらなる交流を深めていけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 3項目めの質問に入らせていただきます。

それでは、小中学校のトイレ環境改善策をお聞きいたします。

先日、小学校を訪れられたご父兄から頂戴したご意見です。このようなものでありました。「子供に聞いていた状況に接して全く驚きました。臭いトイレ、壊れて使えないトイレ、家で使っているトイレがいいので、学校のトイレは使いたくない、家まで我慢するという子供がかわいそうです。早急な修理をお願いします。給食費無料より大事ですよ」、こんな内容でありました。

私は現場を見て、数年前から一部聞き及んでいましたが、修理どころかますますひどい状態に私は愕然としました。全くトイレの不作為が及ぼした悪環境に申し訳なく

頭を垂れる思いでございました。それは何と全トイレで全便器が利用できるトイレがないのです。2棟の校舎があり、それら全部が使えるところがないという現状です。使用禁止が多過ぎる状態です。

西小は1873年、明治6年、羽栗郡下印食村、上印食村などの共同設置で、貫成小学校に始まります。現校舎は幾多の沿革を経て1967年、昭和42年、鉄筋コンクリート造の現校舎が完成しました。よって築55年であります。文部科学省の学校施設の長寿命化計画策定に係る手引きでは、鉄筋コンクリート造の学校施設の法定耐用年数は47年となっていますが、これは税務上減価償却費を算定するためのものであり、物理的な耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70年から80年程度、さらに技術的には100年以上もたせるような長寿命化も可能であるとされていました。

一般的に学校施設は適正な補修工事を適時に行うことにより65年程度とされております。短くなっているんですね。それは1つ目、学校施設は子供たちの学習生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件であり、2つ目、充実した教育活動を存分に展開できる高機能かつ多機能な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい快適で十分な安全性と防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心なものであることが必要とされて期限が短縮され、一応60年から65年程度とされているものであります。

これらを考え、子供たちはいつまで我慢をすればよいのか。子供たちが日々学び、生活する場所を守るためにもこの問題は放置できません。中でも遅れているトイレ改善については、その実態報告があります。以下、5項目ほど抜粋してみます。

20年ほど前、学校トイレの5K、暗い、汚い、臭い、怖い、壊れているが取り沙汰されました。家庭トイレやパブリックトイレが見違えるようにきれいになる中、学校トイレの整備だけが遅れているのですとありました。以下、5項目を列挙いたします。

1つ目、和式便器は、入学したての児童は和式に慣れず、粗相をしてしまうことも多い。壊れたり尿石が付着したままになり悪臭の原因になっています。

2つ目、配管がむき出しの手洗い場は身だしなみの指導をしながら、手洗い場はそれにふさわしい対応がされていない。

3つ目、自治体、教職員、学校事務職員これらの要望が一番多かったのが、小中学校施設の中で改善してほしい場所、それは第1位がトイレでありました。

4つ目、学校トイレの洋式化は急務であります。子供たちの健康にも影響します。学校トイレの便器納入メーカーの洋式便器の出荷比率は、2019年度実績98%とありました。より家庭環境に近づいたトイレなら排泄を我慢することも減り、子供たちの健

康を守ることにもつながるとあります。このような全国的な調査記録の内容でございました。

私が4年ほど前に全面改修されたある近隣市の調査にお邪魔した際、担当者からトイレ改修に当たり、各廊下ごとのトイレに日本の歴史、風習等の教育的配慮から和式を一つずつ残しました。1年後、和式の使用状況アンケートを取りました。回答で利用者はゼロでした。学校中で利用者がゼロだったんです。結果、このように結論を下してみえました。「和式はなくし、和式便器は展示でよい。その和式便器場所は広く利用したほうがよかったと反省しています」とのことでありました。

改修工事に当たり言われていることがございます。まずは老朽化対策、2つ目は災害対策、衛生性、ユニバーサルデザインであること、エコロジーであること、掃除、教育、空間デザインなどの配慮が必要だとされています。トイレ改修の国庫補助は3分の1であります。今回は西小の場合を取り上げましたが、同様な状況にある東小のトイレ改修もこれらの補助を上手に利用し、早急に行わなくてはならないと考えます。以上から以下お尋ねいたします。

1つ目、小中学校別の洋式、和式の割合と今後の改善案を聞く。

2つ目、既改修、処置済みの各校別の状況をお聞きします。

3つ目、現在不良状況にあるトイレの早急な改修方をお聞きしますので、全体的な計画をお聞かせください。

以上です。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 櫻井議員の3項目め、小中学校別のトイレ環境改善策をお聞きするの1番目の質問、小中学校別の洋式、和式の割合と今後の改善案を聞くと、2番目のご質問、既改修、処置済み等の学校別の現況を聞くは関連性がありますので、一括でお答えいたします。

小中学校別校舎トイレの洋式の割合については、東小学校が37%、西小学校が18%、北小学校が74%、岐南中学校が73%でございます。

和洋式便座の内訳といたしましては、東小学校の和式が37、洋式が22、西小学校の和式が46、洋式が10、北小学校の和式が12、洋式が35、岐南中学校の和式が12、洋式が33か所となっております。

北小学校と岐南中学校の洋式が多い理由といたしましては、北小学校は平成28年、岐南中学校は平成16年にトイレ改修を行い、各トイレに1か所ずつ和式を残して洋式にしたことによるものです。この改修のときには床面も湿式から乾式に改修を行っております。

また、東小学校は平成24年に北舎の大規模改修時に各トイレに1か所ずつ洋式トイレの改修を行っております。東小学校の南舎、西小学校の南舎及び北舎は平成12年から14年に地震補強、大規模改修工事のときにトイレの便器等の改修も行いましたが、洋式は各トイレに1か所となっている状況でございます。このため現在、東小学校南舎及び西小学校の北舎と南舎のトイレ改修工事の実施設計をいたしております。

一般家庭のほとんどで洋式化が進み、学校のトイレ環境が家庭や商業施設等と違うことを発端として、和式から洋式へ改修することのご要望も多くなっております。洋式化することのメリットは衛生的で節水にもなることです。また、これまでのタイル目地であった床面を湿式から乾式の長尺ビニール等へ改修することにより、臭いを防ぎ、清掃環境が改善されます。学校の要望を伺いながら、児童が6年間過ごす学びやが快適な環境となるように検討を重ねているところでございます。この改修を進めると、東小学校は72%、西小学校におきましては、校舎内全てのトイレが洋式になるように検討していきたいと考えております。

続きまして、3番目のご質問、現在不良状況にあるトイレの早急な改修方を聞くについてお答えします。

現在のトイレの不良状況につきましては、東小学校は南舎に2か所、西小学校南舎2か所、北舎3か所あり、老朽化による配管の詰まりや水漏れ等が発生しております。軽微な故障につきましては、その都度早急に修繕を行い、環境改善に努めております。

東小学校と西小学校につきましては、昭和42年に建築され、築50年を超える校舎の老朽化による配管設備等の経年劣化という問題もあります。大規模な改修が必要な箇所、児童の学校生活に支障がないトイレにつきましては、現在設計中のトイレの大規模改善で洋式化、床面の乾式化なども含め環境改善を進めていくことを考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長の許可をいただきましたので、再質問させていただきます。

その前に、先日の決算特別委員会の席上において、町長から非常に心強いお言葉を頂戴しました。「私は教育費の要望に対してカットしたことはない。教育にはうんと力を入れている。どんどん言ってほしい」というありがたいお言葉を得られ、私はいいときに質問したなとそう思っております。

そこで、最初の質問の中では入れませんでしたでしたが、再質問としてお願いいたします。衛生上、閉め忘れや節水、低学年に優しいなど、手洗い場の蛇口の自動水栓の利用であります。これは全国的に進んでおります。これらを検討すべき事項と考えます。こ

れらについての対策をお願いいたします。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 櫻井議員の再質問にお答えいたします。トイレの手洗いにおけるトイレ水栓金具は国土交通省の建築設計標準では、衛生面、長時間の流水防止、車椅子利用者などにも配慮した自動水栓が望ましいとされております。既に岐南中学校はトイレ改修時に手洗いを自動水栓に改良いたしております。今後、トイレ改修工事を行う東小学校、西小学校においても自動水栓を順次設置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。10時55分より再開いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 4番議員、三宅でございます。議長のお許しを得ましたので、分割質問方式で2項目、3点につきご質問をさせていただきます。

今回、他市町の子育て支援策の参考例を幾つか挙げさせていただきました。今回申し上げたいということは、岐南町にとってどんな支援策が合っているのか、町民がどんなことを求めているのか、本当に必要な支援とそうでない支援、そうしたの何かということをしかりとつかむことで、これから重要となる子育て支援のヒントになる。これは今回事例に挙げておりますが、今までもそうなんです、兵庫県明石市、岡山県の奈義町というところを今回も捉えましたが、こういったものが全てよいと言っていることではございません。ヒントになればという思いで取り上げさせていただきました。

それでは、子育て支援の重要性について。

前回は6月の議会でございますが、岐南町の人口増加、出生率アップについて明石市に例を挙げ、無償化や補助策の質問に対してご答弁いただきました。恵まれた地理的要因に加え、岐南町がどこよりも先に子育て支援策を行ってきたということが他市町がうらやむ人口増加と出生率トップクラスにつながったのは間違いないと思います。

ただ、不足の点におきましては、県や国に対して働きかけ、例えば子供の医療費の全国一律の保障制度、また保育料の負担軽減というものをしていくという気持ちや姿

勢、単一の自治体で推進することで近隣市町からの住民の獲得競争につながり、子育てに要する負担は居住地に関係なく等しく保障されるべきものという答弁を6月にいただいたわけですが、そんなところ、先月の中日新聞に載っておりました、8月10日の新聞ですが、大きく取り上げておりましたその見出し、大見出し、脇見出しというところに「人口減46都道府県に拡大」と。微々たるところではございますが、沖縄が若干数増えたというだけでございます。そして、「東京圏初のマイナス」、初めてということです。あと「移住者増へ自治体が躍起」、そして「子育て支援アピール」とした記事の中に、東京で移住フェアというのが開かれ、会場には90を超す地方自治体の相談ブースというのが設けられておりました。それも来場者で次々と埋まる大盛況に将来の姿が見えたような気がしました。それと同時に、岐南町が消極的であるということに懸念を抱かずにはられませんでした。

そこで、前回の明石市に続き、子育て支援出生率2.95人という奇跡の町、岡山県奈義町、人口5,460人、人口密度78.8人、面積69キロ平米の政策に見る岐南町の立ち位置での子育て支援と奈義町長のお考え、施策が岐南町の将来につながるヒントになるのではと思い取り上げてみました。

人口30万人の明石市とは対照的な小さな田舎町で、出生率(合計特殊)、こちらが2.95人を達成したのが2019年、岐南町は1.70でございますかね。そこにはどんな努力があったのかと。奈義町が2002年、平成の大合併で単独を選んだ10年後、町民の声ですね、子供の声が聞こえなくなったという町民の声に町は動きました。それまでも子育て支援策はありましたが、今いる町民だけでは出生率向上には限度があり、若い世代の移住者を増やす誘致策になる独自性の高い思い切った子育て支援が必要と考え、これから申し上げる以下の取組をされてきました。その結果が2005年出生率1.41人から2019年には2.95人の出生につながったようです。町の入り口にある看板「子育て応援宣言の町 奈義町」とでかでかと掲げていらっしゃいます。

こうした示すように、町の主な取組、こちらをざっとご紹介申し上げます。出産祝い金一律10万円。1子10万、2子15万、3子20万、4子30万、5子40万。それから高校卒業まで医療費無料。保育料、国基準の55%。高校生の就学支援年間13万5,000円。不妊治療年間20万円を上限に助成。子供一時預かり、生後6か月から小学1年生まで1時間何と300円。子供と一緒に働ける職場提供。奨学金の返済半額免除、これは人口減少、町から流出を防ぐという策だそうです。大学生2年間60万円の奨学金を無利子貸与で、卒業後に町に戻ってきたら返済を半額にすると。以上、所得制限なしの主なサービスを紹介しましたが、もう一つ奈義町の奥 正親町長の政策に見る思い切った施策と改革、そしてコメントを簡単にご紹介申し上げます。

予算捻出に当たり、議員定数を3分の2に減らした。町の職員も120名から90名にした。町の予算40億円を子供関係の予算に約15%、6億円をかける。ちなみに、明石市257億、私の計算でちょっとあれですが、21%ぐらいだろうと。岐南町20億円、人件費を除く22%相当。奥町長のコメント「人口6,000人以下の小さな町でもできているから、よその町も絶対にできると思います。また、覚悟を持ってするかしないかだけだと思いますね」の言葉には、町を守ろうという意気込み、本気度を感じました。

そこで、とても気になったサービス、あったらいいなと思えた2点をピックアップしてみました。その一つ、子供一時預かりについて、なぎチャイルドホームというところを8時半から17時まで開いておるそうでございます。生後6か月から小学1年生まで300円で預かってもらえる。面倒を見てくれるのは先輩ママや近所のおばあちゃんたちということです。利用者の声はどうかと、「買い物、冠婚葬祭、上の子の参観日、美容院ほか、一、二時間だけでも自由が利くのがありがたい」というママの声。今度は預かるおばあちゃんの声、「子供がおるとおらんですすごい違いますね。子供の声をする町というのはすごい明るいし、その中におれば年寄りも若返って、みんな生き生きしますね」。こうした、母親が助かるだけではなく、世話人が楽しいという声。こういったところ。

そしてもう一つ、子供と一緒に働ける職場提供について。こちらは子供連れが可能で、町内の企業から依頼されたチラシやポスターの作成、ラベル貼りなどあるそうです。そして、働く時間は自由。現在250人以上が入れ替わり立ち替わり働いていると、大勢です。小遣い稼ぎの目的が、同世代のお子さんがいて一緒に遊んだりできることや、親も気分転換になり、家にずっといるよりいいという声がありました。

この2点の施策、取組につきましては、奈義町の弱点と思われる人口減少の中、諦めることなく、むしろパワフルで町民にとって本当に欲しい施策に着手した表れであると実感しました。

また、子供一時預かりにおきましては、先輩ママやおばあちゃんが面倒を見るというまさにボランティアで成り立っていること。ほかの面でもボランティアが行政に不可欠な時代であると思っております。これは子育てだけではございません。

こうしたことに注目したいところが、無園児と言ってよろしいのか分かりませんが、満7か月から4歳未満で保育園に入園していない児童を養育している方に児童1人につき月額1万5,000円の支給を見ても、この町が子供を育てること全てにおいて本気で応援し、重要性を持った政策であることが少子化対策につながることをうかがい知りました。

今回は、こうした奈義町の政策について触れましたが、町の事情は様々で、何を目

指すか、政策を握る町長により大きく変わり、動くと思いますが、子育て世代だから子育て支援策が響く、しかしそれではない課題を持つ人は自分にとって大事ではない、といった声に反応する余りかじ取りが難しくなる、こうしたことが多分にあると思います。他人事を自分事化する。すなわち点を線としてつなげていくということが重要だと思います。今の自分にプラスだからイエス、しかしその立場ではないからノー、が将来どう影響するかを想像したり、何年後かにノーがイエスになるかもしれません。

そこで岐南町を客観視し、移住者の声からも恵まれた地理的要因ということは、交通の便がよいということによる移住理由が極めて大きいということは確かです。子供に優しい町の基盤は既にできていることから、岐南町ならではの特性を生かした政策として町民及び移住者のニーズに応えるべく、交通網のさらなる拡充を必要とする中で、子育て支援の重要性2点を小島町長にお尋ねします。

1つ目、全国的に急速な人口減少と少子化対策が国の最重要課題であるということはあるまでもありませんが、岐南町の将来においても同様に、人口減少、少子化対策に大きな影響を及ぼす子育て支援について小島町長に伺います。政策面で子育て支援の重要度ということ、そして移住者を増やす誘致策についてのお考えを聞かせてください。

2つ目、子供関連の予算は他市町以上にある中で、その中身、必要性、残すべき事業と新たに必要とする事業、そのために削る必要のある事業を重要と考えますが、1つ目に具体的な事業内容があればぜひお聞かせください。2つ目、奈義町の政策で特に気になり、あったらいいなと思わせる2点、子供一時預かりと、子供と一緒に働ける職場提供の取組について小島町長のお考えを併せてお聞かせください。

以上です。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 三宅議員の1項目め、子育て支援の重要性についての1番目、子育て支援の重要度と移住者を増やす誘致策についてお答えします。

本町では平成27年に子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画の基本理念である「子どもが輝く まち ぎなん」に基づき、子供の最善の利益を守るため、子供や子育て世帯に対する様々な事業に取り組んでまいりました。

近年、子育てを取り巻く環境は核家族化による子育て負担増、独り親世帯の増加や地域コミュニティーの希薄化などに加え、児童虐待や子供の貧困といった深刻な社会問題も複雑に絡み合っております。このような中、令和2年度からの第2期岐南町子ども・子育て支援事業計画では、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない包括的な支援に取り組んでいるところでございます。その結果、本町の子育て政策に魅力を感じ、

移住、定住いただく子育て世帯の増加が続いております。

それを裏づけるものとして、本年7月に岐阜県統計課が公表した人口動態の資料によりますと、2013年以降は県内から転入超過、特に2019年からは県外からの転入超過が続いております。結婚等を理由としたものや、20代、30代の転入が多くを占め、昨年1年間の転入超過人口は161名でありました。

子育て支援の充実は将来の人口減少対策や町の活性化につながる重要施策の一つでありますので、様々な情報媒体を通じ、県内外の若者層に本町の魅力を積極的に発信してまいります。これまで積み重ねてきた事業成果を検証しながら新たな事業を模索し、さらなる高みを目指すべく引き続き子育て環境の向上に努めてまいります。

次に、2番目のご質問のうち、子供関連予算の具体的な事業内容であります。本町が実施しております子育て支援事業のうち、毎年延べ8,000名近くのご利用がある子育てサロンをご紹介します。町内3か所において乳幼児を持つ保護者の相互交流を通じ、子育て相談や情報提供、支援員による子育て教室などを行うもので、保護者の個々のニーズにきめ細やかに対応しております。また、虐待防止や発達支援の早期解決としても有用な事業であります。

先ほどもご紹介しましたとおり、本町は特に子育て世代の転入が多いことから、地域でママ友を探したり、子育ての悩みを解決できる場として非常に定評がある事業の一つでございます。

次に、子供の一時預かりと子供と一緒に働ける職場提供に関する考えについてお答えします。

まず、本町における子供の一時預かり事業につきましては、町内各保育施設での一時預かり保育があり、満1歳から就学前の乳幼児が対象で、4時間までが1,500円、8時間までが3,000円ご利用できます。また、子供が病気等で集団保育が困難な場合、病児・病後児保育として5時間まで1,500円、5時間以上は3,000円で預かるサービスもございます。さらに、子育てボランティアの自宅で1時間単位から子供を預かるファミリー・サポート・センター事業や、児童養護施設において宿泊可能な子育て短期支援事業もございます。

保護者の就労、通院や入院、冠婚葬祭などの理由で家庭保育が困難な場合、また保護者が心身のリフレッシュを図りたい際、必要に応じてそれぞれの事業を選択いただいております。これら預かり事業の令和3年の実績は累計2,243名であり、子育て世帯における育児、就労、生活全般にわたる負担軽減に大きく寄与してきたものと承知しております。

最後に、子供と一緒に働ける職場提供に関するご質問ですが、かつて消滅自

治体の候補であった奈義町における「子育てをしながら就労」という官民一体の取組は、奈義町の地域特性とも相まった成功事例と受け止めております。長年にわたり人口が増加している本町におきましても、将来の人口減少に備えた対策の必要性は深く認識しているところでございます。

現在、就労を希望する子育て世帯の需要に対しましては、保育園をはじめ一時預かり事業や学童保育事業など、就労と子育ての両立が可能な環境が提供できているものと考えております。

また昨今、働き方改革や女性活躍の推進が叫ばれる中、民間企業が運営する事業所内保育事業所や企業主導型保育事業所が増加しつつあり、子育てや保育と就労の一体化が進んでおります。本町におきましても、既に企業主導型保育事業所が2か所ございますが、企業主体による保育事業を検討している事業所等からご相談があった場合は積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 中村部長ありがとうございました。

質問の中に小島町長のお考え、熱い思いというのをお聞かせいただければということで再質問ということにさせていただきたいと思いますが、いただけないようでしたら、続けさせていただきますが、よろしゅうございますか。

ご答弁いただきました中で、子供の一時預かりについて、現状に鑑みた要望ということで申し上げます。多岐にわたる支援事業の中でも今回取り上げていただきましたはしま広域ファミリー・サポート・センター、こちらは羽島市、笠松町、岐南町の事業。事業内容を調べてみますと、双方の会員登録システムというようなのと、提供会員、子育てボランティアの自宅で預かるというようなシステムであるようでございますが、こちらの成り手不足の問題というのが非常に大きく、また費用面でも個人負担というのが平日で1時間700円から、土日祝の時間によりましては1,400円と、1時間でございます。プラス交通費が負担、加わるという高額であることから、限られた利用者さんの範囲で運営されているというために、なかなか一般向きではないということが分かりました。

一方、町の保育施設を調べてみると、中村部長がおっしゃられたとおり、4時間で1,500円、8時間で3,000円という、半日が1日という選択ではありますが、保育のプロによる預かり保育は安全・安心、個人的理由でも受入れ可能ということを知り、申し分のないサービスであることが分かりました。

そこで、保育施設のサービスについて、もう一つの要望に対する回答をいただきました

かったのですが、私のほうからの提出が遅くなってしまったために、回答は後日でも結構でございますので、以下の要望をご確認いただくとありがたいです。

といいますのは、一時預かり保育と言いますね、1号認定以外という中で現状サービス、半日、一日利用ということではなく、1時間単位で預け入れが可能であるならば一層のサービスとなり、子育て支援策の大きな柱になると思いますので、加えた要望を調整していただけますようお願い申し上げ、2項目めの羽栗グラウンドの有効利用についてのご質問に移ります。

羽栗グラウンドの有効利用について。

笠松町との合意により8月1日、所有権移転で取得51.6%、羽栗グラウンドの土地全てが岐南町の所有1万3,115.45平米、3,967坪ということになりました。6月議会の説明では体育施設開放の継続及び将来的な事業計画が立てられるよう取得するものと聞いていましたので、継続のほかにはどのような有効利用があるかを考えていました。

昨年12月議会で述べた一般質問通告にある、私が申し上げた健康寿命の延伸に向けた羽栗グラウンドの緑化（森林）公園整備と一連の遊歩道整備を強く望むところではありますが、今後こうした広大な土地、グラウンドはもう出てこないであろうと、岐南町の将来に役立つ大事な財産であることから、執行部、議員の提案を添えた上で、どんな町にしていきたいのか、どんな有効利用があるのかを町民に向けてまちづくりのための公募、例を幾つか挙げてみましたけれども、こういったアイデアを募集する、その上で採用者には10万円という、例えば金額は仮定でございますが、こういったものを賞金というふうに出す提案についてのお考えをお聞かせいただきたい。

こうした公募については自由な発想、アイデアを町民に募ると同時に、議員、行政側にも同様の募集をし、皆でまちづくりの取組ということを提案したいと思います。緑化公園ということは私が申し上げたとおりでございますが、公共施設、学校であったり保育園、そして複合施設、公共施設の学校、保育園、そういう等々プラス民間施設でフィットネスクラブ、プール、何がいいかは分かりません。温泉施設、コンビニ、カフェ、こういったものの複合ですね。商業施設または必要と思われる施設を建設と。あとベッドタウンに向けた高層ビル建設、こういったようなマンション、アパートというところの考え方ももちろん町民にとってあるのかも分かりません。いろんな角度で検討をということを思いますので、有効利用について述べさせていただきました。

以上です。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 三宅議員の2項目めのご質問、羽栗グラウンドの有効利用

に係るまちづくりのための公募についてお答えいたします。

岐南町羽栗社会体育施設につきましては、笠松町を契約の相手方とする土地売買契約を令和4年6月15日に締結し、その後所要の手続を踏んで設置条例の一部改正を行いました。改正では施設設置の目的を「地域住民の心身の健全な発達及び健康増進、並びに体育、レクリエーションその他の行事に供するためとし、運動場などの機能を維持しながら、さらに幅広い世代の使用を図ります。この改正により当該施設はどなたでも使用可能となり、稼働率の向上も期待しているところです。

ご質問にある羽栗グラウンドの有効利用のアイデアの公募につきましては、令和3年度の議会、一般質問でお答えしましたとおり、この施設に関する新たな整備計画などはありませんので、実施する予定はございません。

議員の言われる三位一体のまちづくりとは、岐南町第6次総合計画が目指す「協働・共創のまちづくり」のことです。本町の最上位計画である6次総において、まちづくりの推進方針は「すべて人が協力し、一緒にまちを創る」こと、すなわち共通の目標に向かって取り組む「協働」と、協力して新たな価値を生み出す「共創」であると定義しております。

町民のご意見やアイデアなどを町政に取り入れる手法としましては、統計調査やアンケートの実施、いわゆるガヤガヤ会議やワークショップの開催、パブリックコメントの実施、町民の代表が加わる審議会や計画策定委員会の設置などがございます。

議員ご提案の羽栗グラウンドの今後の活用アイデアを募り、採用された方への賞金の贈呈につきましては、町民がまちづくりに関心を持つ一つのきっかけにはなるかもしれませんが、しかしながら、まちづくりへの住民参加の第一歩は、町が抱える様々な課題をそこに暮らす人々が我が事として捉え、考え始めることではないでしょうか。住み続けられるまちづくりのためにそういった機運を議会と行政がそれぞれの役割をしっかりと果たし高めていかなければならないのだと考えます。

いずれにいたしましても、町が新しい事業を始めるに際しては、少数の意見に耳を傾け、様々なご意見を事業に反映できるよう最も適した意見聴取のプロセスは何であるかを吟味し、適切な時期に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで昼食のため暫時休憩といたします。午後1時より再開いたします。

午前 11時28分 休憩

午後 1時 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 5番議員の後藤でございます。議長のお許しを得ましたので、大きく2項目について質問させていただきます。

1つ目は、医療的ケア児の健やかな成長のためにです。

日本は周産期医療等の発達により難病や障害を持つ多くの子供の命を救うことができるようになりました。それに伴い医療機関を退院し、在宅移行した後も人工呼吸器をつけたり、痰の吸引が必要であったり、胃ろう等による栄養摂取が必要となるなど、日常的に医療的ケアが必要な子供も増加傾向にあります。

この質問をするに当たって、当事者である重症心身障害児のご家族、障害福祉サービス事業所、県の医療的ケア児支援センターなど、日常的に支援を担っていただいている方へお話を伺ってまいりましたが、どの方も障害を持つ子供たちが社会に出て行き、地域になじむことを真に願っておられました。

しかしながら、現在健常児と障害児の子供が地域でコミュニケーションする機会はほとんどありません。このような障害者と健常者が分断された現状の社会環境では、目指すべきインクルーシブ社会の構築は難しく、分断の社会から共生の社会へ前進するためには、まず医療が必要な子供たちが地域の中で地域の子供たちと生活することを可能とする環境を整備することだと考えます。

そのような環境は、医療的ケア児だけでなく全ての子供たちの感覚的、体感的な学びとなり、自他の多様性を認知していく大切な契機となります。子供の環境は大人のリスクや責任というものによって判断されるものではなく、子供自身の視点や思いが最も尊重された上で選択されるものです。それは障害のあるなしにかかわらず全ての子供たちの権利です。

昨年2021年9月に医療的ケア児等とその家族に対する支援に関する法律、医療的ケア児支援法が施行されました。この法律により医療的ケア児を明確に定義することで、国や地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を負うことになりました。

保育園に通いたい、学校に行きたい、そんな当たり前のことができない子供たちがいます。その理由の一つに、環境の整備が整っていないことがあります。一人でできることは小さいことかもしれませんが、しかし、たくさんの人たちのそれぞれの力を合わせ、チームとなり支援することによって不可能を可能にすることができます。

町にはこの医療的ケア児支援法に基づいた支援の推進を可能とする社会資源があります。そんな子供たちのために岐南町の強みを生かし、他の自治体に先んじてぜひと

も実施していただきたいと考え、町における医療的ケア児への今後の施策について以下の質問をいたします。

まず、1点目ですが、この議論をする上でまずは対象となる子供の数と状況把握が大切ですので、町内における医療的ケア児の実数を把握されているか、お尋ねをいたします。

また、どのように調査されているか、対象者への情報提供などはどのようになっているか、伺います。

2点目は、医療的ケア児の必要とする支援ニーズに対応できているか、お聞かせください。

次に、3点目は、昨年施行された医療的ケア児支援法の第5条において自治体の責務が明記されました。法における自治体の責務をどのように解釈し、今後の施策に反映していくのか、お聞かせください。

4点目、医療的ケア児とその家族を支援するに当たっては、対象児やご家族、それを日常的に支えている医療や事業所の方々とともに話し合い、真に必要とされるニーズを捉え、チームで支援することが必要と考えますが、医療的ケア児とその家族、福祉、医療、対象となる関係機関との連携を図るために町が主体となって協議をすることについての見解を伺います。

最後に5点目、当事者の方々からは特に保育園への通園ニーズを強く感じました。この要因は障害を持つ児童生徒に対する学びの場として特別支援学校があり、それ以前の0歳から6歳児の期間に環境の選択肢が特に限られている背景からのようでした。24時間の医療、介護により保護者の離職も深刻ですが、福祉、子育て支援施策は当該世帯と十分につながっていません。

また、教育においては、日本の分離教育について国連から勧告が出されたことから、特別支援教育についての議論は必要とされるものの、今現在は多くの子供たちの受け皿となっていることは間違いありませんが、地域の環境において学びの選択肢がないことはこの医療的ケア児支援法に反するものとなるため、喫緊の課題であると受け止めていただきたいと思えます。

今後、町において医療的ケアが必要である子供やその家族のニーズを受け、保育園や学校との協議が必要になった場合、町内施設への受入れまでにどのようなプロセスが必要か、そのための事前準備は現時点でどのように考えているかをお聞かせください。

以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 後藤議員の1項目め、医療的ケア児の健やかな成長のためについてお答えいたします。

近年の医療技術の進歩に伴い医療施設ではなく在宅生活が可能な医療的ケア児が増加しておりますが、常時医療を必要とする子供やその家族は、日常生活の制限や昼夜を問わず見守りを必要とするなど、様々な課題や深刻な問題を抱えながら生活しておられます。

このような状況の中、社会全体で医療的ケア児を支援するため、昨年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。同法において、医療的ケア児とは人工呼吸器による呼吸管理や喀たん吸引など、日常生活を営むため恒常的に医療支援が不可欠な児童と定義されております。

そこで、1番目のご質問、町内における医療的ケア児の実数を把握しているか、またその調査方法と対象者への情報提供についてお答えいたします。

現在、福祉部で把握している医療的ケア児は4名であり、その内訳は主な病類別で申し上げますと、酸素吸入が必要な呼吸器障害が2名、喀たん吸引等が必要な脳障害が1名、排泄装置が必要な直腸障害が1名でございます。

また、年齢別では0歳が1名、3歳が2名、9歳が1名であります。このうち3歳の2名は医療型特定短期入所や福祉用具など障害児サービスを利用しながら在宅生活を送っており、9歳の児童は特別支援学校に通っておられます。

医療的ケア児の把握につきましては、身体障害者手帳の交付数を基に子育て世代包括支援センターが有する情報も参考に確認しております。

また、対象者への情報提供につきましては、福祉課窓口での手帳交付時に、利用可能な支援制度の詳細な説明はもちろん、電話相談や家庭訪問時の聴き取り調査等を通じて必要な支援につなげてきたところでございます。

次に、2番目のご質問、医療的ケア児の必要とする支援ニーズに対応できているかについてお答えいたします。

必要な支援を待ち望んでいる子供やその家族のニーズの把握は十分とは言えない状況でございます。したがって、生活状況を詳細に把握し、支援環境を早急に整える必要がございます。そのためには医療、福祉、保健、教育、労働等の多職種による支援体制の構築が不可欠であり、様々な社会資源を有効に活用していく必要があると考えております。

次に、3番目のご質問、医療的ケア児支援法における自治体の責務をどう解釈し、今後の施策に反映していくかについてお答えいたします。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第5条では、地方公共団体に

対する医療的ケア児への支援の責務が明示されており、負担感や不公平感をお持ちの医療的ケア児やその家族に対して公的役割を明確にし、包括的かつ具体的な施策を適切に講ずるよう求めております。

そこで、まずは来年度に次期計画の策定を予定しております第3期岐南町障害児福祉計画、さらにその翌年度に策定を予定しております第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画に基本方針や具体的施策を盛り込むことといたします。それぞれの計画に盛り込むべき具体策の検討、あるいは町民への理解周知や、担当職員の研修など、現時点から取り組める支援等も進めてまいりたいと考えております。

続きまして、4番目のご質問、医療的ケア児とその家族と関係機関との連携を図るために、町が主体となって協議する考えはについてお答えいたします。

医療的ケア児の生活を支える基盤は医療分野でございますが、本町には県内でも数少ない在宅医療を専門とする医療法人かがやきが運営する医療的ケア児や重症心身障害児の支援施設「かがやきキャンプ」がございます。同施設では医師や看護師、理学療法士や言語聴覚士、管理栄養士等が子供の自立支援や家族の負担軽減などに取り組んでおられます。また、外出が困難な子供の在宅医療も行っております。

こうした医療環境に恵まれた本町であることを踏まえ、まずは関係支援機関の連絡調整、例えば福祉部を中心とした多職種による連携推進会議等の設置、各機関とのネットワークづくりや情報共有、役割分担や課題解決の検討など、本町独自の取組を推進してまいります。

最後に、5番目のご質問、保育園や学校との協議が必要になった場合、町内施設への受入れまでの必要なプロセスと事前準備をどのように考えるかについてお答えいたします。

まず、保育園の入所につきましては、入所前の保育審査会を開催し、心身状況や障害の程度、生活状況等を調査・把握し、希望先の保育園と協議の上、総合的に判断し受入れを依頼しております。

これまでも、さくら保育園において脳性麻痺や喀たん吸引が必要な幼児の受入れ実績があり、保育士も常に研修等を重ねていることから、一定の知識や経験を有しているものと承知しております。

また、学校現場におきましても、西小学校に経管栄養を必要とする児童が在籍していたことがありましたが、職員を常時配置することができず、安全面の課題が残ったと伺っております。

医療的ケア児法では保育園や学校の設置者は、医療的ケア児に適切な支援を行う責務を有すると規定されております。したがって、対応に関するガイドラインの策

定や先進事例の情報共有など、医療的ケア児の専門医の助言も得ながら、保育園や学校を円滑に利用できる環境を進めてまいります。

いずれにいたしましても、医療的ケア児やご家族を取り巻く環境の早期改善を図り、子供やその家族の日常生活に安心と希望を実感していただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 2項目め、放課後を安全に過ごせる子どもの居場所づくりに向けてです。

町では、子供が増えたことにより教室数が足りず、今年度、東小学校は増築工事が実施されているところです。先日、町内の放課後児童クラブ（学童）を全て巡回視察してまいりました。長期休暇は通常学童より利用者が増加することや、コロナ対策のため西学童は西町民センター2部屋と西小学校1部屋、北学童はすこやかセンター2部屋から3部屋、東学童は東町民センター2部屋と平島町民センター1部屋の計5施設の9部屋で実施されていました。

多くの子供たちが学童で過ごす姿を見て、共働き世帯が一般的になる中、子供たちの放課後や長期休暇を学童単体で考えるのは、量の面では何とかなっても質の面では限界が来ているのではないかと感じました。

町の子ども・子育て支援計画で目標値を定め、実数の把握をし、待機児童ゼロを更新している学童に通う子供たちは、町内児童数の2割弱ですが、それ以外の約8割の学童に行っていない子供たちの居場所が少ないことをご存知でしょうか。学童に行っている子と行っていない子は放課後自由に一緒に遊ぶことはできません。公園はあっても特に夏は暑過ぎて、公園もなかなか遊びに行けません。町には児童館もありません。学校が終われば、一度は自宅に帰る必要があり、6時間の授業が終わってからは遊べる時間も限られています。家でゲームやインターネットをしてばかりだと保護者は悩みますが、だめだと言ってもほかに選択肢がないままでは子供の環境は変化しません。ゲームでも在宅で友達同士遊ぶことができる時代です。この状況はコロナによって加速しました。子供たちは本質的に友達と会いたいと思っています。一緒に遊びたいと願っています。しかし、家の外にその居場所の選択肢は少ないのです。

このような状況を変える可能性のある事業に、放課後子ども教室事業があります。子供の居場所として国が推進している新・放課後子ども総合プランの中に学童とともに放課後子ども教室が位置づけられています。この放課後子ども教室とは、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子供たちの安全・安心な活動拠点（居場所）

を設け、地域の方々の参画を得て学習活動やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子供たちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子供たちと大人の積極的な参画、交流による地域コミュニティの充実を図る事業で、基本的には保護者の就労状況は問わず、費用負担もありません。

地域が子供を育てる。昔の日本であれば事業化するまでもなく、当たり前の地域環境がありました。しかし、今の社会はこのような事業を国が推進しなければならないほどに核家族化、女性の就労率、地域の希薄化が進行していることを感じざるを得ませんが、これが今の現実であるということです。

そのような中、子供や保護者の多様な生活スタイルに対して柔軟な対応が求められることから、放課後子ども教室は今のニーズに合った事業の一つであり、推進すべき事業であると考えられます。

町の子ども・子育て支援計画の中には子供の放課後等の居場所づくりとして、1、放課後児童クラブ（学童）の充実、2、放課後子ども教室の充実、3、子ども食堂の支援が挙げられていますが、学童の一方で放課後子ども教室事業については十分とは言えない状況だと認識をしています。

この放課後子ども教室の定期的な開催が実現すれば、学童の短時間利用者は費用負担のない子ども教室を選択できますし、将来的に学童と子ども教室の一体的な運用となれば、親の就労状況による子供の放課後の分断が解消されます。

子供たちの放課後の居場所については、点での視点とともに面での視点も持ち合わせ、様々な事業の中から子供自身が最善の居場所選択ができる環境を整えていく必要があると考え、以下6点質問いたします。

1点目、望ましい放課後の子供の居場所は十分に確保されていると考えているか。また、どういった居場所が不足していると考えているか、お聞かせください。

2点目、国は放課後の子供の居場所について、新・放課後子ども総合プランを示しています。この新・放課後子ども総合プランについて、町としてどのように認識しているか、お尋ねをいたします。

3点目、町の子ども・子育て支援計画に盛り込まれている放課後子ども教室の現状をお聞かせください。

4点目、放課後子ども教室は開校日に年数回の実施がされていますが、単発の講座という域を出ていません。居場所として定期的かつ安定的な実施に向けた考えについてお聞かせください。

5点目、町内の学校で放課後子ども教室を実施するために必要なことは何と考える

か、お聞かせください。

最後に6点目、現在生涯教育課の予算で執行されている放課後子ども教室ですが、今後の放課後子ども教室を定期的かつ安定的に実施するための検討が必要と考えますが、どこが主体的役割を担っていくか、お尋ねをいたします。

以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 後藤議員の2項目め、放課後を安全に過ごせる子どもの居場所づくりに関する1番目のご質問、放課後の子供の居場所は十分に確保されているか、またどういった居場所が不足していると考えているかについてお答えいたします。

本町では学童保育をはじめ放課後子ども教室、子ども食堂、あるいはほほえみ会館における町独自の居場所づくり事業など、放課後や休日に児童が安心して過ごせる環境づくりに取り組んでまいりました。

学童保育につきましては、希望者が年々増加しておりますが、例年全ての子供を受け入れており、保護者の就労と育児の両立に大きく寄与しているものと考えます。

また、ほほえみ会館での居場所づくり事業は、保育の必要がない児童を中心に、友達と自由に遊んだり学習したりと、子供たちの自主性を重視しながら楽しく過ごす時間を提供しており、今後、北校区以外の利用促進も進めてまいりたいと考えております。

これらの事業を通じて子供の居場所がある程度提供できているものと認識しております。

昨今の核家族化の進展や独り親世帯の増加、女性の社会進出、少子化による兄弟姉妹の減少等が子供の放課後の過ごし方に少なからず影響を与えております。さらに、3年に及ぶコロナ禍によって家庭中心の生活を余儀なくされてきた子供たちの健全育成のため、多様な居場所や他者との交流は重要であると考えております。そのためには、福祉部局をはじめ教育委員会や保護者等で構成された岐南町子ども・子育て会議の意見も聴きながら、よりよい子供の居場所の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 後藤議員の2項目め、放課後を安全に過ごせる子どもの居場所づくりに向けての2番目のご質問、国は放課後の子どもの居場所について放課後子ども総合プランを示しているが、そのプランについてどのように認識しているかについてお答えをいたします。

平成30年9月、国は厚生労働省と文部科学省が連携をして、新・放課後子ども総合

プランを公表いたしました。このプランは令和元年度から5年間を対象とするもので、その趣旨は全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めるところでございます。

教育委員会としましては、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験、交流活動などの事業を行う放課後子ども教室の必要性を十分認識しております。児童が放課後においても子供同士や地域住民との様々な関わりを通して自主性や社会性の向上を図ることは大切なことと考えております。また、地域と学校が連携、協働し、地域全体で子供たちの成長を支え、地域づくりを行う地域学校協働活動を推進する視点からも、放課後子ども教室の充実は重要なことだと捉えております。

続いて、3番目のご質問、町の子ども支援計画に盛り込まれている放課後子ども教室の現状はどうなっているかについてお答えをいたします。

令和2年3月に策定された第2期岐南町子ども・子育て支援事業計画では、子供の放課後等の居場所づくりとして放課後子ども教室の充実があり、各小学校区で開催されている放課後児童クラブの児童たちが、放課後子ども教室にも参加できるように連携型の活動を行える環境を整えていくとあります。

当町における放課後子ども教室を「Gさうす」と呼んでおります。土曜日と平日の放課後に開催するものがあり、実施状況は次のとおりでございます。土曜日には地域の方が講師となり、調理や手芸、工作、軽スポーツ、自然体験等の講座を開設しております。昨年度は延べ42講座、631名の児童が参加をいたしました。なお、申込みについては前後期ともに500件を超えております。また、大学生と活動する「あそびすとプラス」では、3校区で年間5回開催し、188名の児童が工作やドリル学習を中心とした活動を行いました。

また、平日の放課後開催の「放課後Gさうす」では、昨年度12月に東小学校体育館、西小学校の体育館において各2日間開催し、それぞれ113名、77名の児童が参加をいたしました。いずれも各学校の三者懇談日の午後に合わせて実施をいたしました。北小学校では1月に予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染対策のため残念ながら実施できませんでした。

主な活動は、昔遊び体験教室とヘキサスロン運動教室でございます。昔遊び体験では地域の方が複数講師となり、読み聞かせも行われました。子供と地域住民とが触れ合い、お互いが楽しいひとときを過ごせました。また、ヘキサスロン運動では公民館職員と学生ボランティアが指導者となり、走る、跳ぶ、投げるなどの基本動作による

運動を行いました。子供たちが生き生きと楽しく活動する姿が見られました。

本年度は7月の三者懇談日に「放課後Gさうす」を各小学校体育館で1日ずつ開催をいたしました。ヘキサスロン運動を行いました。東小学校では93名、西小学校では60名の申込みがありましたが、運営上50名に絞らせていただきました。また、北小学校では33名の申込みがあり、全員が参加をいたしました。

今回は公民館と教育委員会の職員が指導者となり進めましたが、子供たちが主体的に運動する姿や、高学年が低学年をリードしている姿、仲間と教え合う姿などが多く見られました。そうした姿を通して地域での体験や学びの場となる放課後子ども教室の意義を改めて感じたところでございます。

なお、この7月の教室では参加者133名のうち35名、約4分の1の児童が終了後、放課後児童クラブに参加をしており、このことから放課後児童クラブと連携を図りながら、全ての児童を対象とした教室が開催されていると言えます。

続いて、4番目、定期的かつ安定的な実施に向けて、5番目、実施に必要なこと、6番目、主導的役割のご質問については併せてお答えをさせていただきます。

放課後子ども教室は、一つ、全ての児童にとって放課後の安全・安心な居場所であること、一つ、子供たちが異年齢児童や地域住民と関わり、活動や体験を通して自主性や協調性、創造性を育む場であること、一つ、地域ぐるみで子供たちの健全育成を図る場であることの役割があると考えます。そうした意味からも放課後子ども教室を定期的に実施するところに価値があり、持続可能な実施方法を検討していく必要があると考えています。

小学校で放課後子ども教室を実施していくためには、開催場所の確保、活動プログラムと講師の確保、経費の確保、児童の安全な下校への配慮等が必要となってきます。場所については、小学校の体育館、運動場、図書室の活用が考えられますが、教室開催時間と授業時間との調整が必要となってきます。講師については、現在は昔遊びや読み聞かせ団体の地域の方に依頼をしておりますが、さらに拡充していくためには子供向け公民館講座の講師や学生ボランティアを活用したり、学校運営協議会を通して幅広く地域住民に働きかけていくことも必要だと考えています。諸経費については、岐阜県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金等の活用を継続していくことが必要だと考えています。児童の安全な下校への配慮については、保護者の十分な理解と協力が必要になってくると思われれます。

今後これらのことを踏まえて、全ての児童を対象とした多様な活動、体験のできる放課後子ども教室の拡充を検討してまいります。そして、何よりも地域ぐるみで地域の子供たちの成長を支援する風土をさらに醸成していきたいと考えています。

現在、各小学校には学校運営協議会が設置されており、学校と地域住民が子供たちの育成に関わる願いを共有し学校が行うこと、地域が行うこと、学校と地域と一緒にやって行うことなどを協議しております。

この7月末に開催した人権教育研修会では、講師から「子どもを真ん中にしたまちづくり」「子どもと地域の大人がつながり続けていくこと」を学びました。また、先日開催したコミュニティ・スクールの研修会においても、地域でこそできることを行い、子供たちに力をつけていくことを学びました。今後、放課後子ども教室を含めた地域ぐるみの子育て支援について、学校運営協議会において話題とし、検討が進むよう教育委員会として働きかけていきたいと考えております。

最後に、現在の放課後子ども教室は、公民館の社会教育主事が中心となって計画、運営をしております。今後、放課後子ども教室の定期的かつ安定的な実施に向けて検討していく際には、公民館を中心とする生涯教育課、放課後児童クラブを担当している健康推進課、各小学校、教育委員会の連携を図り、一つの事例を一つ一つ作りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 議長のお許しをいただきましたので、2点再質問させていただきます。

まず1点目、今後ほほえみ会館で実施している子どもの居場所事業に対して、北校区以外の利用促進を進めるとご答弁をいただきました。子供たちの居場所の選択肢が増えれば増えるほど、子供たちにとって好ましい環境となり、大変すばらしいのですが、利用促進の部分をもう少し詳しくお尋ねをしたいと思います。

現在、子どもの居場所事業は、北校区にあるほほえみ会館で実施されていることもあり、他校区の児童は送迎原則ということになっています。小学生児童対象の放課後の居場所事業として公平性を鑑みれば、各校区それぞれにおける実施が好ましいと考えられます。東校区、西校区での実施についてのお考えをお聞かせください。

2点目は、よりよい子どもの居場所の在り方を検討する中で大切にさせていただきたい視点があります。来年の令和5年4月に施行されるこども基本法は、子供の人権を保障することや、子供の意見を政策に反映するために必要な措置を講じることなど、子どもの権利をどう守っていくのかという基本的な理念が定められ、今後はより子供の視点、子供の立場に立った政策立案が求められるようになってまいります。

当該事業の利用者は子供であることから、子供たちのニーズをより聞き入れていく必要があると考えますが、これについての見解を伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 後藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、東校区、西校区における子どもの居場所づくり事業の実施についてですが、現在は実質的に北校区の子供しか利用できていない状況でございますので、今後は東校区や西校区の子供たちの居場所をどう充実させていくかが課題であると受け止めております。したがって、町内の子供が放課後に安心して過ごすことができる場所の確保や運営方法など、新たな居場所づくり事業の実施に向け、各施設を所管する部署と協議を進めてまいります。

次に、事業検討に際し子供のニーズを聞く必要があるのではとのご質問にお答えいたします。

本町の独自事業であります、ほほえみ会館における子どもの居場所づくり事業は、学童保育と並んで子供の健全育成に資する事業でございます。そのため、事業を進めるに当たっては、当事者である子供たちの声も広く聴き取りながら、真に必要なサービスが提供できるよう改善を重ねていく必要があると考えております。

現在、ほほえみ会館における居場所づくり事業では、「あのねポスト」という投書箱を常設しており、子供たちからおおむね好評な意見をいただいております。今後は、例えば放課後にやすらぎ苑に毎日遊びに来る子供たち、あるいは子供が参加する公民館行事のGさうすやあそびすとプラスなど様々な機会を捉え、東校区や西校区の子供のニーズの把握にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。1時50分より再開いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして分割質問方式で大きく3項目についてご質問させていただきます。

まず1つ目、コミュニティバスについて。

令和4年9月1日よりコミュニティバスの運行が開始されましたが、本日で約2週間とちょっとがたちました。私も先日乗車いたしました。私も先日乗車いたしましたが、車体も車内も当然ですがまだピカピカで、座席も間引いてあり、ゆったりと乗ることができ、少しリッチな気

持ちになりました。運転手の方もお話しする時間があつたのでしたんですが、利用者が増えてほしいと結構思いを語っていただきまして、岐阜バスの運転手の方も非常にやる気があるなど、そういうふうに感じました。

また先日、ニュースで日野自動車に排ガス規制の検査に関する不正があつて、岐南町が購入しましたこのポンチョもその対象でありますので、どうかと心配はしていたのですが、国が定める排ガス規制の基準はクリアしていて問題ないとのことですので、そこは安心しております。

あと、私が乗車したときは同乗者はおりませんでした。町内でコミュニティバスを見かけるたびに私、人数を数えるわけではありますが、大体僕が見ているときは1人か2人、多くて3人が乗っている状態です。時間帯によってはもっとたくさんの方が乗車されているときもあるとは思いますが、個人的には少し淋しいスタートかなと思っております。

何にせよまだ始まったばかりでありますので、車に乗れない方々、いわゆる交通弱者と呼ばれる方々の乗車につながるような施策を今後どんどん行政のほうには考えて実行していただきたいと思います。そこで2点質問させていただきます。

1つ目、ちょっとまだ短いですが、ここまですまく行っている点と改善が必要な点はどこか。

2つ目、今後町民の方の意見聴取はどのように行うか。

以上、2点を質問させていただきます。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 長谷川議員の1項目め、コミュニティバスについてのご質問についてお答えいたします。

まずもって町として皆様に申し上げたいのは、新しいコミュニティバスが今月1日から運行できましたことは、ひとえに町民の皆様をはじめ、町議会議員、自治会長、岐南町公共交通会議並びに地域公共交通活性化協議会の委員の皆様、また、岐阜バスをはじめとする民間事業者や関係機関の方々、さらにはデマンドタクシーの乗り入れ許可をいただいた笠松町、そのほか運行に関し多くの方々のご助力があつたからにほかなりません。この場をお借りし改めて深く感謝の意を表したいと存じます。本当にありがとうございました。

新しいコミュニティバスは9月1日に運行を開始し、今日で16日目となりますが、当然のことながら、これまでトラブルもなく安全に運行できております。運行開始から10日まではおためし乗車会として無料デーを実施したところでございます。また、コミュニティバス運行への感謝のお言葉やお電話などのお問合せも多く頂戴し、新

しいコミュニティバスに対する町民の皆様方のご関心の高さがうかがわれます。

今後も岐南町地域公共交通計画に基づき事業を進め、この新しいコミュニティバスが地域の皆様に愛され、地域で育てる公共交通となるよう、皆様のお声を聴きながら取り組んでまいります。

議員の個別の質問については、この後総合政策部長がお答えさせていただきます。
よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 長谷川議員の1項目め、コミュニティバスについての1番目のご質問、ここまでうまくいっている点と改善が必要な点はについてお答えいたします。

ご質問にありますうまくいっている点として、本町の新しいコミュニティバスは、次の点で以前のコミュニティバスより住民のニーズに沿ったものになっていると考えております。

まずは、停留所の数と場所でございます。新しいコミュニティバスでは、ご案内のとおり地域の皆様が安心して生活を営む上で欠くことのできない場所、病院やスーパー、役場などと地域の停留所を可能な限りつないでおります。

次に、運賃でございますが、これはSDGsの17のゴールのうちの一つ「住み続けられるまちづくり」を達成するため、高齢者福祉、障害者福祉に重点を置いたものになっております。具体的には75歳以上の高齢者、運転免許証を自主返納された方、また障害者手帳をお持ちの方などの運賃を免除いたしました。この取組は他の市町村では余り例がなく、本町のまちづくりのビジョンを示すものでございます。

さらに、本町は路線定期運行と区域運行という異なった運行形態を複合しており、とりわけデマンドタクシーにおいては、笠松町へ乗り入れたことで従来に比べ利便性が向上したと認識いたしております。

議員のご質問にある改善が必要な点につきましては、一定の期間を経て見えてくるものであると思います。したがって、その際には岐南町公共交通会議などで関係する皆様としっかりと協議をしてまいります。

次に、2番目のご質問、今後町民の意見聴取はどのように行うについてお答えいたします。

コミュニティバス、デマンドタクシーの利用者を対象としたアンケートの定期的な実施につきましては、令和4年6月に策定いたしました地域交通のマスタープランである岐南町地域公共交通計画の第5章「目標達成のために行う事業」において、公共交通への愛着の醸成、地域との連携事業の一つに挙げておりますので、運行事業を委

託した岐阜バスとともに適切な時期に行ってまいります。

また、自治会や老人クラブなどからご意見をお伺いし、さらにバス利用者の生の声も傾聴し、事業の改善に生かしてまいります。

いずれにいたしましても、新しいコミュニティバス、拡充したコミュニティタクシー事業の利用者満足度に関しましては、数値による評価指標を同計画の中で設定しておりますので、それを達成すべく鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、2点再質問させていただきます。

以前一度廃止したコミュニティバスを形を変えてもう一度復活させたということで、行政、議会、関係各所の方々と本々様々な意見を出し合って、成功事例として全国ニュースに取り上げられるようにしていきたいと個人的には考えています。

今の部長の答弁の中において、ここまで大きな問題はないということでしたので、まずはよかったなと思います。しかし、2点気になることがあるので、再質問させていただきます。

1つ目、バス利用者の生の声を聞くとの答弁がございましたが、具体的にどのように意見聴取をされますか。

2つ目、先ほどの答弁の問題の中で触れられなかったのでご質問させていただきますが、令和3年に行われた議員への説明の中で、バスの車体に企業広告を載せることも検討するとの発言がありましたが、なぜ今現在企業広告がないのでしょうか。

以上、2点よろしくお願いたします。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 長谷川議員の再質問、具体的な意見聴取の方法につきましてお答えいたします。

コミュニティバスの利用者の動向にはコミュニティバス運行に対する町民の全般的な意見が行動として反映されていると考えます。そうした観点から、利用者の動向から見る計画の達成状況の評価は、その目標を1つ目、多様なニーズに対応した公共交通ネットワークの構築、2つ目、公共交通の利用拡大、3つ目、持続可能な公共交通体系の実現として、4つの指標で行います。その4つの指標は、年間利用者数、公共交通の利用者満足度、人口1人当たりの年間利用回数、利用者1人当たりの運行経費でございます。それぞれの評価指標では、コミュニティバス、コミュニティタクシー事業の令和7年度の目標値を設定しております。その目標値に向けて計画の進捗管理

と評価を行ってまいります。

なお、利用者満足度につきましては、令和5年度に実施予定、利用者アンケートの結果を現況値とし、その現況値から10%以上増加した値を令和7年度の目標値と設定しております。

また、自治会や老人クラブなどの団体からの意見聴取につきましては、定期的開催される自治会長会議や老人クラブの役員会、また岐阜バスが高齢者を対象に実施する「コミュニティバス乗り方教室」などがその時点でコミュニティバスを利用されていない方々も含め、直接皆様のご意見が伺える機会になるものと考えております。

これらの実践により、利用者や事業者の意見を取り入れ、町民、事業者、行政などの地域が一体となって公共交通サービスの改善に努め、地域で育てる持続可能な公共交通体系の実現を目指してまいります。

次に、バスの車体の企業広告についてお答えいたします。

コミュニティバスの運行車両、停留所などへの広告の募集及び掲示業務については、昨年度実施いたしましたバス運行事業に係る公募型プロポーザルにおいて、運行事業者が広告事業として行うこととしております。現在、コミュニティバスには企業広告はありませんが、運行事業者岐阜バスにおいて鋭意努力しているところでございます。

町としても岐阜バスと連携して広告宣伝を希望する事業所などへの周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） コミュニティバスは本当にこれからだと思いますので、議会としても様々な意見を述べさせていただくとは思いますが、町民の方のご意見と行政のほうとすり合わせて本当に成功させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問に入りたいと思っております。YouTube岐南町公式チャンネルについて。

都道府県市区町村というサイトがあるんですが、そこの調べによりますと、今現在全国で1,718市町村がある中で約56%に当たる962の市町村がYouTubeチャンネルを開設しています。ちなみに、このサイトにはなぜか開設しているのに岐南町の名前がありませんでした。岐南町やっていますよと私メールか電話かしようと思ったんですが、ちょっと載っていませんので、引き続き探しておきます。

また、日本国内においてYouTubeの視聴者数は6,000万人と言われております。総務

省が発表している主なソーシャルメディア系サービス、アプリ等の使用率を見ますと、全ての年代でLINEに次いで2番目に見られていることが分かります。このように今や地方自治体においてYouTubeを有効活用しない手はないのです。

では、全国の地方自治体は何をYouTubeで発信しているかという点、大きく4つに分かれます。1つ目は、その自治体のPR動画です。2つ目は首長からの情報です。そして3つ目は自治体におけるニュースです。最後4つ目は自治体が抱える課題解決につながる動画です。

最近、三重県内で初めて収益化した松阪市や大阪府内で初めて収益化した豊中市などが成功事例として挙げられますが、我が岐南町の現状はどうでしょうか。

令和4年8月24日現在、チャンネル登録者数78人、アップ済み動画本数6本という、個人的に大変ちょっと淋しい実績となっております。動画を撮るのには労力やコストがかかりますが、移住者が増えたり、岐南町に興味を持つ方が増えることによる経済効果に期待して、動画をアップロードすることは無料なので、これからどんどん発信していただきたいと思えます。また、町民の方から企画のアイデアを募集してもおもしろいと思えます。そこで2点質問させていただきます。

1つ目、YouTube岐南町公式チャンネルを開設した目的は何でしょうか。

2つ目、今後はどのような動画をアップロードしていくお考えでしょうか。

以上、2点を質問させていただきます。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 長谷川議員の2項目め、YouTube岐南町公式チャンネルについての1番目のご質問、YouTube岐南町公式チャンネルを開設した目的はについてお答えいたします。

本町のこれまでの情報発信は、広報紙やポスター、回覧板などの紙媒体としての手法や、インターネット上のホームページ、また防災行政無線を中心に主に町民の方へ向けた情報発信をしてまいりました。

昨今のスマートフォンの普及とともに、情報を受け取る側のニーズも大きく変化しております。令和3年度版総務省情報通信白書によりますと、LINEやYouTubeなどのSNS利用率は全体で73.8%と高く、年齢階層別に見ても20代の方が約9割と最も高く、最も低い70歳以上の方についても5割近くが利用しており、SNSを活用した情報発信が幅広い世代に対して非常に有効であることが分かります。

また、コスト面においても多くが費用をかけることなく手軽に発信することができ、また、写真や動画を利用した「見る」広報として力強い訴求力を持つことなどからも今日においてはSNSは行政における情報発信に不可欠であると考えております。S

NSの中でもYouTubeはSNS利用者の約85%が利用しており、県内でもほぼ全ての市町村がYouTubeチャンネルを開設し、情報発信に活用しております。

本町においても、広報やまちのプロモーションの手段としてSNSを活用した情報発信の手法として、岐南町公式LINEアカウントと、YouTube岐南町公式チャンネルを令和3年度に開設し、町内外に向けて町の情報発信を始めたところでございます。

議員ご質問のYouTube岐南町公式チャンネル開設のきっかけにつきましては、昨年度、まちのプロモーションとして作成いたしましたオリジナル映像作品「岐南町 伏屋の獅子舞」を、コロナ禍で公演の機会が失われる中、岐阜県の重要無形民俗文化財である岐南町伏屋の獅子芝居をより多くの人目に届け、その魅力を広く認識していただくことを期待したからでございます。この映像作品を最も効果的に世界に向けて発信する手法としてYouTubeを活用したものであります。

また、同じくまちのプロモーションの一環としてテレビ番組を活用した情報発信を行い、年間4回地上波において放送し、その後YouTubeに同内容の放送動画をアップロードいたしました。

このようにYouTube岐南町公式チャンネルにつきましては、既存の動画を配信する形で情報発信を開始したところではありますが、これまでの広報紙やホームページを含め、発信する情報については、どのような情報をどの媒体で発信していくことが効果的か整理が必要と考えているところでございます。

そうした中、YouTubeを含むSNSの効果的な活用に取り組むべく、本年度より若手職員を中心にSNSを活用したタウンプロモーションプロジェクトチームを組織いたしております。プロジェクトチームではSNSでの情報発信の在り方を明確にし、効果的なタウンプロモーションの方法を検討しながら運用を開始しております。本年8月から試行的に公式Instagram「箸休めぎなん」の運用も開始したところでございます。

今後は、特に若年層に対してSNSによる情報発信を強化し、町内外の若者に町の魅力を発信することで町外に住む若い世代に対しては、町の子育て支援の充実、暮らしやすさを優先発信し、さらに来訪やふるさと納税を促し、町全体の活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、町内に住む若い世代、今後の地域の担い手となる方には町の魅力を再発見する機会とし、町への誇りと愛着の形成を目指してまいりたいと考えております。

次に、2番目のご質問、今後はどのような動画をアップロードしていくかについてお答えいたします。

昨年度に引き続き、今年度もまちのプロモーションとしてテレビ番組を活用した情

報発信を行い、年4回の放送をYouTubeにアップロードいたします。また、1番目のご質問でお答えしたとおりプロジェクトチームにおいてYouTubeでの情報発信について検討を進めております。具体的な案として、広報紙の特集と連携した動画や町の魅力を切り取った30秒程度のショート動画などを制作し、YouTubeにアップロードする予定でございます。

議員のご提案にもありますように、町民からアイデアを募集するなど、YouTubeの特性を生かした活用方法を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、1点再質問させていただきます。

若手職員を中心にプロジェクトチームを組まれたということですが、大変素晴らしいことだと思います。しかしながら、1つ懸念されるのが、若い方の意見を、言い方がちょっと難しいんですが、お年を召した方が理解できずに企画を没にしないかということです。YouTubeでの企画は何がバズる、注目されるか分かりませんので、若手職員の方にはぜひ自由に企画立案していただきたいと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 再質問、YouTubeの企画方法についてお答えいたします。

1番目のご質問でもお答えいたしました。YouTubeを含むSNSの効果的な活用に取り組むべく本年度よりSNSを活用したタウンプロモーションプロジェクトチームを組織いたしました。このプロジェクトチームは9名で、10歳から20歳代の主事が6名、30歳代の主任が2名、40歳代の係長が1名と若手職員を中心とした各部からの構成により、全庁横断的な組織となっております。SNSの若いユーザー層のニーズを捉え、訴求力のある内容を投稿するためには、こうした若手職員の発想が最大限に生かされると考えております。

また、運用を開始した公式Instagram「箸休めぎなん」につきましては、情報の鮮度が求められるSNSの特性を踏まえ、ストーリーや投稿へのアップロードはプロジェクトチーム内で完結し、即時性の高い仕組みといたしました。

YouTubeやInstagramなどのSNSは、行政の一方通行な情報発信ではなく、双方向のコミュニケーションが可能なツールでございます。この特性を活用し、各ターゲットのニーズを捉えつつ改善を繰り返しながら、住民から支持されるタウンプロモーション

ョンとなるよう、若手職員を中心に運用をしてみたいです。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） それでは、最後3つ目の質問に移らせていただきます。

サーキュラーシティを目指す取組について。

SDGs、この言葉は今や知らない人がいないんじゃないかというぐらい、毎日テレビや雑誌などから我々の目や耳に入ってきます。そんな世の中で持続可能な発展に向けて、これまでの線形経済（リニアエコノミー）から循環経済（サーキュラーエコノミー）と称される経済社会システムへの移行が注目されています。

サーキュラーエコノミーとは、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型のシステムではなく、素材や製品のライフサイクル全体で投入される資源を低減しながら、付加価値を向上させようとする新たな経済社会システムのことを指します。

都市でサーキュラーエコノミーが浸透すれば、外部から投入される資源や、都市の内部で廃棄されるごみを削減できるだけでなく、都市に存在するインフラ、産業や住民が生み出す付加価値の増大にもつなげられる可能性があります。環境負荷の低減やごみ処理に要するコストの削減に加えて、都市における産業の振興や雇用の創出にもつなげられます。

愛知県蒲郡市はサーキュラーエコノミーをまちづくりに組み込み、積極的に推進していく都市であるサーキュラーシティを宣言して目指しています。その中で令和4年4月に株式会社メルカリ、及び株式会社ソウゾウと連携協定を結び、令和3年より開始された新たなB to Cのサービスであるメルカリショップスを活用する取組を行っています。

具体的には、廃棄処分になった自治体所有のものを出品したり、住民から持ち込まれた粗大ごみの中で売れそうなものを出品したりしています。先日、マンホールを出品してニュースにもなりましたが、サーキュラーシティを目指す取組として今後も注目していきたいと考えております。

また、岐南町においても今後サーキュラーシティを目指す方向性を示していただきたいと個人的には思っております。そこで2点質問させていただきます。

1つ目、当町ではサーキュラーシティについてどのような見解を持っているか。

2つ目、当町でメルカリショップスを活用することは可能か。

以上、2点質問させていただきます。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 長谷川議員の3項目め、サーキュラーシティを目指す

取組についての1番目のご質問、当町ではサーキュラーシティについてどのような見解を持っているかについてお答えいたします。

従来の経済システムであるリニアエコノミーは、資源の抽出から商品を製造、消費、そして廃棄へという一方向の経済システムと言われております。経済成長とともに繰り返されてきた大量生産、大量消費、大量廃棄は海洋プラスチック問題にも見られる自然環境の汚染、需要増大による天然資源の枯渇など、環境に対し様々な影響を与え、世界全体で深刻な問題となっております。

一方向の経済システムであるリニアエコノミーに対しサーキュラーエコノミーは、その名のとおり循環型の経済システムであり、そもそも廃棄物を発生させないという考えが軸となっております。

従来の3Rの取組により、これまで廃棄されてきた製品や原材料などを資源とすることで、資源の投入量、消費量を抑える資源の消費の最小化、製造の段階から再利用やリサイクルがしやすい設計にするなど、サービス化等を通じた付加価値をつけるといった資源や製品の価値の最大化、またそのように環境に配慮された商品を利用し、リサイクルすることによる廃棄物の発生抑止をする。このように持続可能な形で資源を利用する循環経済への移行であります。都市部においても、この循環経済というもの浸透しつつあり、都市計画に循環経済を組み込んだサーキュラーシティの構想など、欧州を中心に知られております。

国内においても愛知県蒲郡市のように、サーキュラーシティを目指すことを表明しているところもございます。サーキュラーシティは、住民、企業、研究機関などと連携し、全ての機能を統合しながら、循環経済に向けて推進する必要があるものです。

本町といたしましては、第6次総合計画の施策の6、ごみ減量・リサイクルを課題として、環境に優しい循環型社会の実現に向けては、住民、事業者、行政が連携し、一体となってさらなるごみの減量化に取り組む仕組みが求められていると認識しております。

住民一人一人の「ごみをできるだけ出さない」「再利用や再資源化でごみの量を減らす」といったごみ減量の意識を高めるため、まずはサーキュラーエコノミーの仕組みの中で、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止につながる4Rの一つ、リサイクルの取組を引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、2番目のご質問、当町でメルカリショップスを活用することは可能かについてお答えします。

メルカリショップスはテレビCMでも流れ、若者を中心に全国で多くの方が利用しています。もともとは個人が個人を相手にインターネット上で物の売り買いをするも

のでしたが、今は事業者や自治体などもメルカリショップスを通じ、インターネットで販売ができるようになりました。

議員のご提案のように、廃棄処分となった自治体の所有物や、住民から持ち込まれた粗大ごみのうち、売れそうなものを販売できれば、ごみの減量化対策になる上、利益を得ることも可能ではあります。しかしながら、販売するとなりますと、持ち込んだ方の意思確認、商品の一時保管場所をどこに確保するかといったことや、商品をサイト上に登録する業務、購入を検討している方とのやりとり、また売れた際には商品を梱包して発送する業務など、様々な課題が想定されますので、町が直接メルカリショップスを活用することは今のところ考えておりません。

メルカリなどはサーキュラーエコノミーの一端を担う4Rの一つ、リユース、再利用の手段として有効であり、ごみの減量化にもつながりますので、その一例として紹介してまいりたいと考えております。

なお、自治体所有物のリユースとしては、まだメルカリが普及していない頃、庁舎及び公民館の建て替えの際、廃棄の対象となった椅子などの備品を自治会に譲渡したことがございます。

今後、他市町の状況などを調査研究し、まずは自治体所有の物品について、町内で活用できる方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。



○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。明日から9月26日までの10日間は、議事の都合により休会とし、9月27日午前10時から会議を開きます。

午後2時24分 散会



本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原浩二

岐南町議会議員

渡邊憲司

岐南町議会議員

木下美津子

